

事業再構築補助金の事業計画策定に係る 申請支援費用の一部補助します!! 生産性革命支援事業のご案内 (事業再構築補助金 再構築支援補助金)

概要

国において実施する**中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）**の申請を促進、サポートすることで積極的な新事業展開と生産性向上を図ることを目的としています。

本事業では認定経営革新等支援機関の支援を受け、有償で事業計画書を作成する企業に対してその費用の補助を実施するものです。

補助額等

交付申請期間 令和3年4月15日~令和3年5月28日
(郵送または持参による必着)

補助上限額 50万円

補助率 補助対象経費の1/2

補助見込件数 35件程度

補助対象経費 事業再構築補助金の事業計画書を有償で認定経営革新等支援機関に依頼して作成する費用

※採択・不採択に関わらず、事業計画書を作成し申請したものは補助対象となります

要件

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 令和3年3月26日時点及び当該補助金申請日時点で、ア、イいずれかに該当すること
ア) さいたま市内に本社・本店を有する法人
イ) さいたま市内に住民登録があり市内に事業所等を有している個人
- (2) 事業再構築補助金の補助対象者であること。
- (3) 事業再構築補助金の申請者であること。
- (4) 法人市民税（法人）、個人市民税（個人）を滞納していないこと



公益財団法人

さいたま市産業創造財団

必要書類

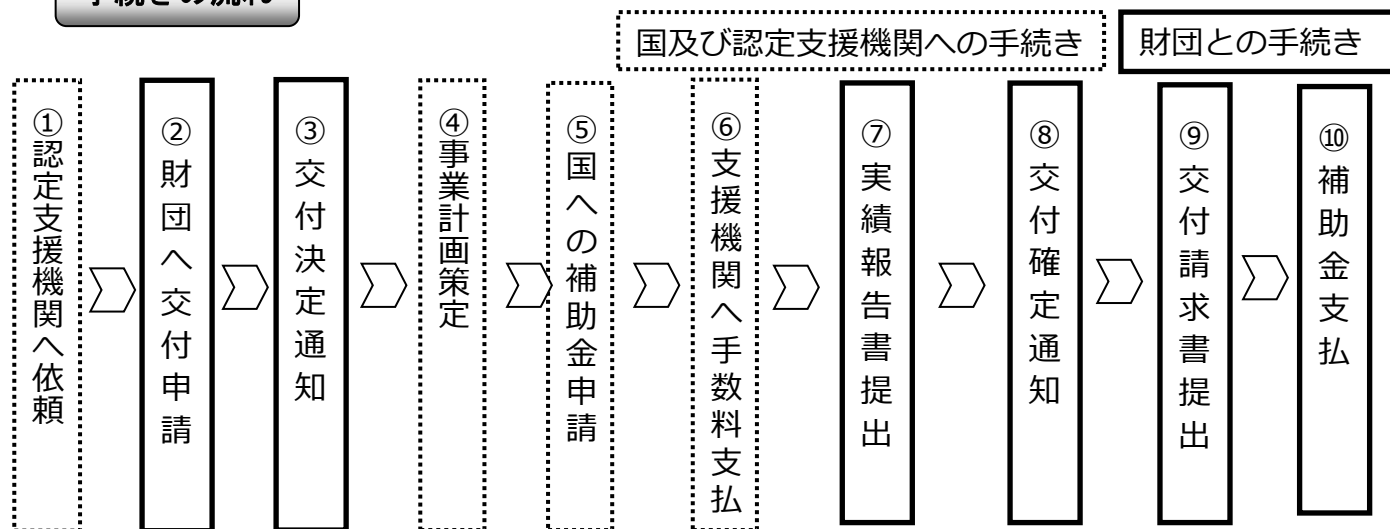
【申請時】

- (1) 業再構築補助金再構築支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) (法人) ①履歴事項全部証明書、②法人市民税の納税証明書
(個人) ①住民票、②確定申告書や許認可証、パンフレットなど市内に事業所があることがわかる書類、③市民税納税証明書

【実績報告時】

- (1) 事業再構築補助金を申請したことがわかる書類（電子申請のハードコピー等）
- (2) 事業計画書写し
- (3) 補助対象経費に関わる認定経営革新等支援機関との契約書写し
- (4) 補助対象経費が支払われたことを証する領収証等の写し

手続きの流れ



①財団への交付申請は見込み額で申請可能です。ただし交付決定金額を超えた金額で実績報告及び補助金請求をすることはできません。

①～③

事業計画策定及び認定支援機関への手数料支払い後に財団への交付申請をすることも可能です。

③交付決定は申請受付順に行います。予算上限に達し次第、公募を終了いたします。

- 本補助金については課税対象となる場合があります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。
- 虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正の行為により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消す場合があります。既に市の補助金が交付されているときは返還請求をします。

【問合せ・申請先】

(公財) さいたま市産業創造財団 事業企画課

〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-4-3

TEL : 048 (851) 6652 FAX : 048 (851) 6653

Mail : saikouchiku@sozo-saitama.or.jp